

Ⅶ 住宅に関する相談など

【1】住宅増改修相談

住宅のリフォームに関する相談を、区内建築関連業者で構成する目黒区住宅リフォーム協会の会員が無料でお受けします。

相談員等	目黒区住宅リフォーム協会の会員
相談日時	毎月第2金曜日(令和5年12月を除く) 第4金曜日(令和5年12月、令和6年2月を除く) 午前10時から午後4時まで 祝日の場合は前日木曜日
相談場所	目黒区総合庁舎 本館1階 西口ロビー
相談内容	耐震工事、キッチン・浴室・トイレ等水回りの改修、内装工事、バリアフリー工事、屋根葺き替え、外装塗装及び防水工事、再生可能エネルギー・省エネルギー設備、省エネ住宅、その他リフォームに関する全般



電話による相談も受け付けていますのでご利用ください。

目黒区住宅リフォーム協会

相談日時/月曜日から金曜日まで(祝日は除く) 午前10時から午後5時まで

TEL:0120-594-888(フリーダイヤル)



目黒区都市整備部 住宅課 居住支援係

TEL:03-5722-9878 FAX:03-5722-9325

【2】住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル)

住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住まいについてのいろいろな相談を受け付けています。



(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL:0570-016-100(ナビダイヤル)

TEL:03-3556-5147(一部のIP電話)

《 ウェブサイト》<https://www.chord.or.jp/>



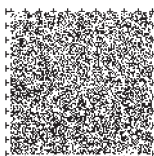
【3】建築無料相談

住宅などの建築物の安全性を確保するための助言や、建築基準法の法令説明、建替えなどについての相談をお受けします。



(一社)東京都建築士事務所協会 目黒支部

TEL:03-3723-5845(株式会社三京建設内)





【4】建築物の建築計画に伴うトラブルの相談

建築物の建築計画に伴う、日照、通風及び採光の阻害・風害・テレビ等の受信障害・工事中の騒音・振動等についての相談をお受けします。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 都市計画課 建築調整係

☎ TEL:03-5722-9382

【5】生活衛生(ねずみ・衛生害虫)

保健所では、住まいに発生する、ねずみ・衛生害虫(ハエ・蚊・ゴキブリ・ノミ・ダニ・シロアリなど)についての相談を受け付けています。

問合せ先
?

目黒区保健所 生活衛生課 環境衛生係

☎ TEL:03-5722-9500 🖨 FAX:03-5722-9508

【6】ハクビシンやアライグマによる被害を防ぐために

ハクビシン・アライグマによる家屋侵入などの被害でお困りのかたを対象に、区が契約している専門業者が実態を調査したうえで、実際に、被害を受けていることが確認された場合、天井裏などに箱わなを設置して捕獲処分等を行います。

問合せ先
?

■ハクビシン・アライグマ相談・捕獲処分専用ダイヤル(区が契約している専門業者)

☎ TEL:03-6388-9623

受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

■目黒区環境清掃部 環境保全課 環境計画係

☎ TEL:03-5722-9357 🖨 FAX:03-5722-9401

【7】消費生活センター

契約上のトラブル、悪質商法による被害、商品の品質・欠陥など、消費生活全般についてのご相談を受け付け、解決のお手伝いをします。

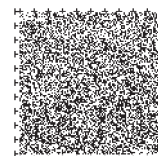
対象者	目黒区在住・在勤・在学の消費者のかた
相談時間	午前9時30分から午後4時30分まで ※まずはお電話ください。 ※受付は午後4時までにお願ひします。
休館日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

問合せ先
?

消費生活センター

☎ TEL:03-3711-1140(相談専用電話)

所在地:目黒区目黒二丁目4番36号 目黒区民センター1階



【8】東京都が行う不動産相談

内容	問合せ先
不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談	東京都民間住宅部 不動産業課 指導相談担当 ☎ TEL:03-5320-5071
宅地建物取引業者が関与する不動産取引紛争の民事上の法律相談(弁護士相談)	東京都民間住宅部 不動産業課 東京都不動産取引特別相談室 ☎ TEL:03-5320-5015

◀🔍 ウェブサイト:東京都住宅政策本部▶

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/300soudan.htm



【9】専門相談

相談者が直面している問題について、弁護士をはじめとする各分野の専門相談員が、初期段階でのアドバイスを行います。(相談のみで、仕事をお受けすることはできません。)

対象者	原則として、目黒区在住・在勤・在学のかた(区外に居住するかたが、区内に所有する不動産に関して相談する場合などはお受けします)
相談の種類	法律相談、税務相談、不動産取引相談、登記相談、境界相談 ほか ※専門相談はすべて予約制です。

問合せ先



目黒区情報政策推進部 区民の声課 区民相談(専門相談受付)

☎ TEL:03-5722-9424 🖨 FAX:03-5722-9395

【10】福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)

介護・家族・就労・生活困窮・住まい・心身の課題・ひきこもり等、複数の課題があるとき、どこに相談したらよいかわからないときなど、幅広くご相談を受けます。

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。専門の相談員が、お話をうかがいます。

問合せ先



ふくしの相談 ☎ TEL:03-5722-9064 住まいの相談 ☎ TEL:03-5722-7237

くらしの相談 ☎ TEL:03-5722-9370 (共通) 🖨 FAX:03-5722-9062

【11】民泊制度コールセンター

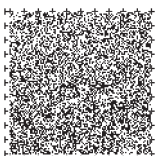
「住宅宿泊事業法」、「住宅宿泊事業の届出」に関することや、その他民泊の制度等に関するご質問・ご意見・苦情等を受け付けています。

問合せ先



民泊制度コールセンター

☎ TEL:0570-041-389





資源とごみの分け方・出し方

令和5年7月から、プラスチックの資源回収が変わりました。これまで回収していたシャンプーボトルや卵パックなどのプラスチック製の容器や包装に加え、それ以外のプラスチック製品も資源として回収します。資源やごみの分別にご協力ください。

また、目黒区公式LINEアカウントには、資源とごみの分け方・出し方をAIがご案内する機能があります。ぜひご利用ください。(目黒区公式LINEアカウント利用方法は61ページ参照)

■資源とごみの分け方・出し方のルール

資源とごみはルールを守って集積所に出しましょう

- ・集積所は利用する皆さんできれいに使いましょう
- ・きちんと分別しましょう
- ・収集曜日と出す時間を守りましょう

※前日や夜間にごみを出すと、カラスに荒らされたり、放火の恐れがあります

※ルールが守られていない場合は、注意喚起のため、警告シールを貼って取り残していくことがあります

一度に出せる量は45ℓの袋で4袋までです。5袋以上は有料です。



資源

品目ごとにお出しく下さい

朝8時までにお出しく下さい

※紙の値札や紙ラベルがはがせない場合はそのまま出してください。ペットボトル、びん、缶はごみストッカーに入れなくてはいけません。

○プラスチック

出し方 中身の見える袋に入れる



中身を残さず、汚れはさっとすすいで落とす。
※二重袋、三重袋にはしないでください。

○ペットボトル

出し方 専用ネットまたは中身の見える袋に入れる



キャップ・ラベルは外し、軽くすすいでつぶす。
※キャップとラベルはプラスチックへ。

○びん

出し方 専用コンテナまたは中身の見える袋に入れる



軽くすすぐ。金属製のふたは燃やさないごみへ。

○缶

出し方 専用コンテナまたは中身の見える袋に入れる



軽くすすぐ。

燃やすごみ

出し方 ふたつきの容器または中身の見える袋に入れる



生ごみはぎゅっと絞って水切りする。



おむつの汚物はトイレに流す。



枝葉は長さ50cmくらいに直径30cm以内に束ねる。

※かばんや靴の金具などの小さな金属部分は、外せなければそのまま出してください。

燃やさないごみ

出し方 ふたつきの容器または中身の見える袋に入れる



スプレー缶、ライター、カセットボンベは必ず使い切り、他のごみとは別の袋に入れて「危険」と書いて出す。穴を開ける必要はありません。

ガラスや割れたびん、刃物などは紙などに包んで「危険」と書いて出す。

水銀を含む製品

朝8時までにお出しく下さい ごみストッカーに入れなくてはいけません。

袋に「水銀体温計・水銀血圧計」などと書いて出す。



交換した際のケースに入れるか袋に「蛍光管」などと書いて出す。

古紙

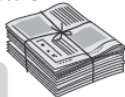
出し方 品目ごとにひもでしばる

朝8時までにお出しく下さい

ごみストッカーに入れなくてはいけません。

集団回収

○新聞



折込チラシも一緒に束ねる。

※雨の日も回収します。※粘着テープでまとめないでください。

※家庭から出る古紙は、町会・自治会などの団体が業者と協定を結んで回収を行っています(集団回収)。※事業者から出る古紙は集団回収には出せません。

○段ボール



必ずたたむ。

○雑誌類(雑誌・本・雑誌のみなど)



雑誌(紙箱、パンフレット、包装紙、ポストに投函されたチラシなど)は、紙袋に入れて出す(紙以外の部分は除く)。本のハードカバーの部分は、外して燃やすごみへ。

粗大ごみ 有料申込制

目黒区粗大ごみ受付センターへ申し込んでください。

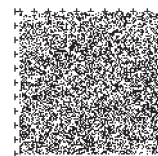
☎03-5715-0053

月～土 午前8時～午後7時 祝日可 年末年始を除く

インターネット申込(24時間受付) 目黒区 粗大ごみ 検索 目黒区ホームページ: オンラインサービス「粗大ごみ処理の手続き」

VI

住宅に関する相談など





住まいに関する税金(軽減制度)

税の軽減には、原則申告又は申請が必要です。申告等の期限、対象となる住宅、所有者、工事等の内容など、それぞれ要件があり、適用期間も異なります。詳しくはお問い合わせください。

● 固定資産税・都市計画税・不動産取得税(都税)

- ・認定長期優良住宅の新築
一戸当たり床面積120平方メートル相当分まで固定資産税の1/2を減額。不動産取得税を軽減
- ・耐震化のための建替え又は改修
固定資産税・都市計画税を全額減免(改修は床面積120平方メートル相当分まで)
- ・バリアフリー改修
一戸当たり床面積100平方メートル相当分まで固定資産税の1/3を減額(賃貸部分は対象外)
- ・省エネ改修
一戸当たり床面積120平方メートル相当分まで固定資産税の1/3を減額(賃貸部分は対象外)
- ・不燃化特区内における不燃化のための建替え
固定資産税・都市計画税を全額減免
- ・長寿命化に資するマンション大規模修繕
一戸当たり100平方メートルの床面積相当分まで固定資産税の1/2を減額
- ・東京ゼロエミ住宅の新築
不動産取得税を減免

問合せ先
?

目黒都税事務所 固定資産税班

TEL:03-5722-9056

ウェブサイト:東京都主税局 >> <http://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

不動産取得税班

TEL:03-5722-9097



● 所得税(国税)

- ・住宅借入金等特別控除
住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、所得税額の特別控除を受けることができます。
- ・住宅耐震改修による特別控除
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたマイホームの耐震改修を行った場合で、一定の要件を満たすときは所得税額の特別控除を受けることができます。
このほか、バリアフリー改修、省エネ改修などの工事を行った場合、相続人が空家を譲渡した場合、一定の要件の下で、所得税額の特別控除を受けることができます。

問合せ先
?

目黒税務署

TEL:03-3711-6251

ウェブサイト:国税庁 >> <https://www.nta.go.jp/>

